





意見書案第3号

家庭教育支援法の制定を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年3月1日

逗子市議会議長 菊池俊一 殿

逗子市議会議員 八木野 榔   
同 真下政次   
同 田中英一郎   
同 勾坂祐二 

(別紙)

## 家庭教育支援法の制定を求める意見書

今日、家庭を巡る社会的な変化は著しく、家庭教育の低下が指摘されている。更に、厚生労働省の発表によると、児童虐待相談件数は毎年1万件ずつ増加し、平成28年度には122,578件を数え一層深刻さを増している。

現代は、共働きやひとり親世帯等の増加により、家庭での子供に対する教育を十分行うことができない社会でもある。このような状況を一刻も早く改善しなければならない。

教育基本法第10条には、国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定しており、行政がより積極的に、家庭教育への応援態勢を整えるべきである。

また、未来社会の担い手である大切な子供たちを育成する家庭において、教育格差をなくすことは、国の義務である。

よって、逗子市議会は国に対し、家庭教育支援法の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月1日

逗子市議会